

自衛官募集関係法令（抜粋）

（平成 28 年 1 月 4 日更新）

地方自治法（昭和 22 年 4 月 27 日法律第 67 号）

（地方公共団体の法人格とその事務）

第 2 条 略

- 9 この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。
- 一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）
- 10 この法律又はこれに基づく政令に規定するもののほか、法律に定める法定受託事務は第一号法定受託事務にあつては別表第一の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に、第二号法定受託事務にあつては別表第二の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりであり、政令に定める法定受託事務はこの法律に基づく政令に示すとおりである。

地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）

（政令に定める法定受託事務）

第 1 条 政令に定める法定受託事務（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項に規定する法定受託事務をいう。）で同条第 10 項の政令に示すものは、第 1 号法定受託事務（同条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務をいう。第 223 条において同じ。）にあつては別表第 1 の上欄に掲げる政令についてそれぞれ同表の下欄に、第 2 号法定受託事務（同法第 2 条第 9 項第 2 号に規定する第 2 号法定受託事務をいう。第 224 条において同じ。）にあつては別表第 2 の上欄に掲げる政令についてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりである。

別表 1

自衛隊法施行令 （昭和 29 年政令第 179 号）	第 114 条から第 120 条までの規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務 （以下省略）
----------------------------------	--

自衛隊法（昭和 29 年 6 月 9 日法律第 165 号）

（自衛隊の任務）

- 第 3 条 自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対し我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとする。
- 2 自衛隊は、前項に規定するもののほか、同項の主たる任務の遂行に支障を生じない限度において、かつ、武力による威嚇又は武力の行使に当たらない範囲において、次に掲げる活動であつて、別に法律で定めるところにより自衛隊が実施することとされるものを行うことを任務とする。
- 一 我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態に対応して行う我が国の平和及び安全の確保に資する活動
- 二 国際連合を中心とした国際平和のための取組への寄与その他の国際協力の推進を通じて我が国を含む国際社会

の平和及び安全の維持に資する活動

- 3 陸上自衛隊は主として陸において、海上自衛隊は主として海において、航空自衛隊は主として空においてそれぞれ行動することを任務とする。

(地方協力本部)

第29条 地方協力本部においては、地方における渉外及び広報、自衛官及び自衛官候補生の募集その他防衛大臣の定める事務を行う。

- 2 地方協力本部に、地方協力本部長を置き、自衛官又は事務官をもつて充てる。
- 3 地方協力本部長は、防衛大臣の定めるところにより、方面総監の指揮監督を受け、部務を掌理する。

(隊員の採用)

第35条 隊員の採用は、試験によるものとする。ただし、試験以外の能力の実証に基く選考によることを妨げない。

- 2 前項の試験は、受験者が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める能力及び適性（自衛官にあつては、能力。第三十七条において同じ。）を有するかどうかを判定することをもつてその目的とする。
 - 一 自衛官 当該試験に係る階級において求められる能力
 - 二 自衛官以外の隊員 当該試験に係る官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該試験に係る官職についての適性
- 3 第1項の試験及び選考その他隊員の採用の方法及び手続に関し必要な事項は、防衛省令で定める。

(欠格条項)

第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、隊員となることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
 - 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - 三 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 四 日本国憲法 又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 2 隊員は、前項各号の1に該当するに至つたときは、防衛省令で定める場合を除き、当然失職する。

(都道府県等が処理する事務)

第97条 都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う。

- 2 防衛大臣は、警察庁及び都道府県警察に対し、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部について協力を求めることができる。
- 3 第1項の規定により都道府県知事及び市町村長の行う事務並びに前項の規定により都道府県警察の行う協力を要する経費は、国庫の負担とする。

(土木工事等の受託)

第100条 防衛大臣は、自衛隊の訓練の目的に適合する場合には、国、地方公共団体その他政令で定めるものの土木工事、通信工事その他政令で定める事業の施行の委託を受け、及びこれを実施することができる。

- 2 前項の事業の受託に関し必要な事項は、政令で定める。

自衛隊法施行令（昭和29年6月30日政令第179号）

（募集期間の告示）

第114条 二等陸士として採用する陸上自衛官（第百七条において「二等陸士」という。）又は陸上自衛隊の自衛官候補生の募集期間は、防衛大臣の定めるところに従い、都道府県知事が告示するものとする。

（応募資格の調査及び受験票の交付）

第115条 市町村長は、前条の募集期間内にその管轄する市町村の区域内に現住所を有する者から志願票の提出があったときは、その志願者が防衛省令で定める応募年齢に該当し、かつ、法第38条第1項に規定する欠格事由に該当しないかどうかを調査し、応募資格を有すると認めた者の志願票を受理するものとする。

2 市町村長は、前項の志願票を受理したときは、これを当該市町村を包括する都道府県の区域を担当区域とする地方協力本部の地方協力本部長に送付し、これらの者と試験期日及び試験場について協議の上、志願者に受験票を交付するものとする。

（応募資格の調査の委嘱）

第116条 市町村長は、前条第1項の志願者の本籍が当該市町村にない場合には、同条同項の調査を志願者の本籍がある市町村の市町村長に委嘱することができる。

（試験期日及び試験場の告示等）

第117条 都道府県知事は、当該都道府県の区域を警備区域とする方面総監と協議して二等陸士又は陸上自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項を定め、これを告示するものとする。

2 都道府県知事は、自衛隊が管理する場所、施設又は器具（以下この項において「場所等」と総称する。）以外の場所等を二等陸士又は陸上自衛隊の自衛官候補生の採用試験のため使用しようとする場合には、都道府県知事の管理する場所等又は他の者の管理する場所等をその管理者と協議の上、自衛隊に使用させるものとする。

（海上自衛官、航空自衛官等の募集事務）

第118条 都道府県知事及び市町村長は、第114条から前条までの規定の例により、二等海士として採用する海上自衛官若しくは二等空士として採用する航空自衛官又は海上自衛隊若しくは航空自衛隊の自衛官候補生の募集に関する事務を行う。

（広報宣伝）

第119条 都道府県知事及び市町村長は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関する広報宣伝を行うものとする。

（報告又は資料の提出）

第120条 防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

（事務の区分）

第162条 第百十四条から第百二十条までの規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務（中略）は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

自衛隊法施行規則（昭和二十九年六月三十日総理府令第四十号）

（隊員の採用）

第21条 自衛官（法第四十五条の二第一項の規定により採用される自衛官を除く。）、自衛官候補生、学生、生徒及び予備自衛官補の採用は試験による。ただし、防衛大臣の定める特殊又は高度の技術及び知識を必要とする職務を担当する自衛官並びに国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）第27条第1項において準用する同法第7条第1項第1号又は国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成25年法律第78号）第11条において準用する同法第7条第1項第1号の規定により任期を定めて任用される自衛官（第24条第4項及び第59条において「任期付自衛官」という。）並びに当該技術及び知識を有する予備自衛官補に採用する場合は選考によることができる。

2 自衛官、自衛官候補生、学生及び生徒以外の隊員（予備自衛官等を除く。）の採用は選考による。ただし、これらの隊員のうち防衛大臣の指定するものについては試験による。

（試験の方法）

第22条 隊員の採用試験の方法は、筆記試験、身体検査及び口述試験とする。

2 自衛官、自衛官候補生及び予備自衛官補の採用試験において、防衛大臣が必要と認める場合には、前項に規定する試験の方法のほか、適性検査を行うことができる。

3 防衛大学の学生の採用試験において、防衛大臣が必要と認める場合には、第1項に規定する試験の方法のほか、適応能力試験、討議試験及び体力試験を行うことができる。

（自衛官の採用時の階級）

第24条 自衛官（次項に規定する自衛官を除く。）は、二等陸士、二等海士又は二等空士に採用する。

2 三等陸尉、三等海尉又は三等空尉以上の自衛官（以下「幹部自衛官」という。）の候補者たる自衛官は陸曹長、海曹長又は空曹長に、陸曹候補者、海曹候補者又は空曹候補者たる自衛官は防衛大臣の定めるところにより二等陸士、二等海士又は二等空士にそれぞれ採用するものとする。

3 自衛官候補生から引き続いて自衛官に任用された者の当該自衛官としての階級は、二等陸士、二等海士又は二等空士とする。

4 防衛大臣の定める特殊又は高度の技術及び知識を必要とする職務を担当する自衛官並びに任期付自衛官に採用する場合には、第1項の規定にかかわらず、防衛大臣の定める階級に採用することができる。

5 法第45条の2第1項の規定により自衛官に採用する場合には、第1項の規定にかかわらず、従前の勤務実績に基づく階級に採用することができる。

（年齢の範囲）

第25条 次の各号に掲げる自衛官の採用は、それぞれ当該各号に定める年齢の範囲内において防衛大臣の定める年齢の者から行うものとする。

一 二等陸士、二等海士又は二等空士 年齢18歳以上27歳未満

二 幹部自衛官の候補者たる自衛官 年齢22歳（防衛大臣が定める場合にあつては、18歳以上で防衛大臣の定める年齢）以上30歳未満

2 自衛官候補生の採用は、年齢18歳以上27歳未満の範囲内において防衛大臣の定める年齢の者から行うものとする。

（筆記試験）

第26条 二等陸士、二等海士若しくは二等空士又は自衛官候補生を採用するための筆記試験は、次の各号に掲げる科目につき、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める中学校卒業程度の学力について試験するものとする。

- 一 国語
 - 二 数学
 - 三 社会
- 2 前項に規定する筆記試験において、防衛大臣が必要と認める場合には、同項各号に掲げる科目以外の科目についても試験を行うことができる。
 - 3 前二項の規定にかかわらず、陸曹候補者、海曹候補者又は空曹候補者たる自衛官を二等陸士、二等海士又は二等空士に採用するための筆記試験は、防衛大臣が定める科目につき、学校教育法 に定める高等学校卒業程度の学力について試験するものとする。

(身体検査)

第27条 自衛官及び自衛官候補生の身体検査においては、次の各号に定める基準に該当する者をもってその合格者とする。

- 一 身長が155センチメートル以上であること。
 - 二 体重が47キログラム以上であって身長との均衡を失っていないこと。
 - 三 胸囲が身長との均衡を失っていないこと。
 - 四 両眼の裸眼視力が0.6以上、両眼の裸眼視力が0.1以上で矯正視力が0.8以上又は両眼の裸眼視力が0.1未満であって両眼の矯正視力がプラスマイナス8.0ジオプトリーを超えない範囲の屈折度のレンズによって0.8以上であること。
 - 五 弁色力がおおむね完全であること。
 - 六 聴力が正常であること。
 - 七 環境の変化に堪え、共同生活を行いうる適性のある者であること。
 - 八 体く完全、身体強健で伝染性疾患、慢性疾患、奇形、四肢関節障害等の異常がないこと。
 - 九 前各号のほか、防衛大臣の定める基準
- 2 前項の基準によることが適当でない自衛官及び自衛官候補生についての身体検査においては、別に防衛大臣が定める基準に該当する者をもってその合格者とする。

(予備自衛官補の採用)

第27条の2 予備自衛官補は、18歳以上34歳未満の者から採用する。ただし、防衛大臣の定める特殊又は高度の技術及び知識を有する予備自衛官補は、18歳以上55歳未満の者から採用することができる。

- 2 予備自衛官補の筆記試験の科目及び程度は、第26条第1項及び第2項に規定する筆記試験の科目及び程度に準じて防衛大臣が定める。
- 3 予備自衛官補の身体検査の合格者に係る基準は、前条に規定する身体検査の合格者に係る基準の例による。

2等陸士、2等海士及び2等空士たる自衛官の募集及び採用に関する訓令

(昭30.12.28 防衛庁訓令第80号)

(用語の定義)

第2条 この訓令における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「募集業務」とは、募集に関する計画及び広報、志願受付、並びに試験を行うことをいう。
- (2) 「採用業務」とは、採用に関する計画、採用予定者に対する通知、入隊時における身体検査の実施及び採用者の決定を行うことをいう。

- (3) 「募集管轄地域」とは、方面総監が募集業務を担当すべき区域をいい、その区域は、施行令第 14 条に規定する警備区域とする。
- (4) 「募集担当区域」とは、地方協力本部長が募集業務を担当すべき区域をいい、その区域は、施行令第 48 条に規定する地方協力本部の担当区域とする。
- (5) 「募集年度」とは、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間をいう。
- (6) 「募集期」とは、募集年度を各採用時期に応じて区分した期間をいう。

(地方協力本部長の行う業務)

第 5 条 地方協力本部長は、方面総監の定める計画及びその指示に基き、募集担当区域の都道府県知事及び市町村長に連絡したうえ、募集担当区域内の募集業務及び採用業務（入隊時における身体検査の実施及び採用者の決定を除く。）を実施する。

(補充業務の通則)

第 7 条 募集業務及び採用業務実施のため、募集年度ごとにそれぞれ数回の募集期を設ける。

- 2 各募集期は、募集年度当初に防衛大臣が定める。
- 3 志願受付は、常時行う。
- 4 試験及び採用の時期は、年度募集計画において定めるところによる。

(応募資格)

第 8 条 2 等陸士、2 等海士及び 2 等空士の応募資格を有する者は、日本国籍を有する男子で次の各号の要件に該当する者とする。

- (1) 年齢 18 歳以上 27 歳未満であること。
- (2) 学力 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める中学校卒業程度以上の学力を有すること。
- (3) 自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 38 条第 1 項の規定に該当しない者であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、2 等陸士、2 等海士及び 2 等空士で特定の部隊及び機関において特定の職務に従事するものの応募資格を有する者は、日本国籍を有する女子で前項各号の要件に該当する者とする。
- 3 第 1 項第 1 号の応募資格年齢の計算期日は、採用予定月の 1 日とする。

(試験期日及び試験場)

第 14 条 方面総監は、地方協力本部長をして、陸上幕僚長の指示する試験実施期間の範囲内で、募集担当区域ごとに、その実情に適した試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項について、担当区域の都道府県知事と協議させるものとする。

- 2 前項の試験場については、地方協力本部長は、方面総監の指示に基き、その募集担当区域の地積の大小、交通の便否及び志願者数並びに試験のため配分された経費等を考慮のうえ、都道府県知事と協議するものとする。
- 3 試験場は、できる限り自衛隊の施設を使用する。

(地方公共団体との調整)

第 15 条 方面総監及び地方協力本部長は、募集業務に関し関係都道府県知事、市町村長及び公共職業安定所長等と調整を図って、業務の円滑な遂行に努めなければならない。

(都道府県募集連絡会議)

第16条 募集業務に関し、自衛隊と都道府県との連絡の円滑を図るため、都道府県募集連絡会議を行う。

第2款 広報

(広報実施の通則)

第17条 募集広報は、募集年度を通じて行う。ただし、陸上幕僚長は、各募集期ごとに広報重点期間を設け、施行令第119条に定める都道府県知事及び市町村長の行う募集広報宣伝と緊密に連絡を保って、この期間に、その募集期の採用目標数を達成することを主眼として、広報の徹底を期するものとする。

(関係機関等の連絡)

第18条 方面総監及び地方協力本部長は、募集広報を行うにあたっては、官公署、学校、報道機関、協力諸団体等と連絡して、その協力が得られるようにするものとする。

(都道府県知事及び市町村長の行う広報宣伝に対する資料等の提供)

第19条 方面総監及び地方協力本部長は、都道府県知事及び市町村長が適切な広報宣伝を行うことができるように、募集広報資料、資材等を提供するものとする。

第3款 志願手続

(志願案内及び志願票)

第20条 陸上幕僚長又は方面総監は、募集を行うにあたっては、志願案内及び志願票を作成し、これを地方協力本部長に送付するものとし、送付をうけた地方協力本部長は、志願案内及び志願票を都道府県知事及び市町村長に送付する。

2 志願案内に記載する事項は、おおむね、次の各号のとおりとする。

- (1) 応募資格
- (2) 採用予定人員
- (3) 任用階級及び待遇並びに任用期間
- (4) 募集日程
- (5) 志願手続
- (6) 試験要領
- (7) 採用予定者の決定及び通知
- (8) 自衛隊の実情紹介事項
- (9) その他必要な事項

3 志願票の様式は、別紙第1のとおりとする。

(志願票の提出及び受理)

第21条 志願者には、志願者の現住所を管轄する市町村長に志願票1通を提出させる。

2 地方協力本部長に直接提出された志願票については、地方協力本部長はその志願者の現住所を管轄する市町村長に、志願者の現住所、氏名その他必要な事項を通知するものとする。

3 地方協力本部以外の部隊等に提出された志願票は、その志願者の現住所を募集担当区域とする地方協力本部長に送付する。この場合、地方協力本部長は、前項の規定に準じ、市町村長に対して通知するものとする。

(選抜方法)

第33条 採用候補者の選抜は、筆記試験、身体検査、口述試験及び適性検査のそれぞれの試験について合格した者の中から行う。

(採用予定者に関する通報)

第38条 地方協力本部長は、教育を受ける部隊ごとに採用予定者名簿を作成して、志願票、試験成績表等を添えて採用予定者が教育を受ける部隊の長に送付するものとする。この場合において、採用予定者が教育を受ける部隊以外の部隊に入隊する場合には、入隊部隊の長に対しても採用予定者名簿を送付するものとする。

2 地方協力本部長は、採用予定者の氏名を採用予定者の現住所を管轄する都道府県知事及び市町村長に通報するものとする。採用予定者であって採用されなかったものがある場合には、その者の氏名を同様に通報するものとする。

3 採用予定者名簿の様式は、別紙第7のとおりとする。

(出頭した採用予定者に対する身体検査等)

第39条 出頭した採用予定者に対しては、入隊部隊の長（陸上自衛隊にあっては、駐屯地業務隊長又は駐屯地業務を担当する部隊等の長）は、身体検査の訓令に定める身体検査を行ない、その可否を決定し、不合格者は即日帰郷させるものとする。

2 入隊部隊の長は、採用者の決定後直ちに、採用予定者名簿に採用予定者の出頭不参の別、身体検査の可否その他必要な事項を注記して、地方協力本部長に返送しなければならない。

(採用保留者に対する措置)

第40条 採用候補者のうち採用人員の都合により採用できなかった者については、次々期募集期の終期まで関係書類を整理保管し、その間における採用を考慮することができる。